



2026年4月10日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞ヶ関ホテルリート投資法人

代表者名 執行役員

佐藤 正弥

(コード番号：401A)

資産運用会社名

霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

佐藤 正弥

問合せ先 財務経理部長

大山 孝

T E L : 03-4334-5092

資産運用会社における金融商品取引法に基づく兼業業務の届出に関するお知らせ

霞ヶ関ホテルリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます）は本日付の取締役会決議により、下記3.に記載の業務を行うことについて、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づき、金融庁に対して兼業業務の届出を行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 届出を行うことを決議した日

2026年4月10日

2. 申請予定日

2026年4月中旬

3. 兼業業務に係る届出を行う行政庁

金融庁

4. 届出の内容

(1) 業務の種類

金商法第35条第3項に基づき、同条第2項に掲げる業務（以下「兼業業務」といいます。）のうち、以下の業務を開始する旨を届出いたします。

- i. 宅地建物取引業又は宅地若しくは建物の賃貸に係る業務（金商法第35条第2項第4号）
- ii. 不動産の管理業務（金商法第35条第2項第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第68条第14号）

なお、本資産運用会社は、本件の兼業業務の届出に伴い、金商法第31条第1項に基づき金融商品取引業の登録に係る変更届出を行います。

(2) 業務開始予定日

2026年4月30日

5. 業務開始の理由

上記 i.の業務について、本資産運用会社は、①資産の運用を受託している本投資法人に対する物件供給を主な目的とし、原則として本投資法人に売却することを想定して、一時的に不動産を事業会社にて保有しますが、将来的に不動産価値を維持し、遵法性を確保して効率的に本投資法人が取得することを目的として、事業会社が保有する一部の物件につき不動産等の取得、期中運営及び売却に関する補助業務を行います。

また、②業務の一環で入手した情報のうち本投資法人が取得を行わないと判断された物件情報について、宅地建物取引業として売買の媒介が見込める場合に、宅地建物取引業を行う可能性があるため、上記業務を行うことといたしました。

上記 ii.の業務について、本資産運用会社は、本資産運用会社の従業員が不動産取引及びその関連業務に関する広範囲な経験を有しており、その経験を駆使して本資産運用会社の親会社である霞ヶ関キャピタル株式会社及びその子会社並びに事業会社（リース会社等）が保有し、将来的に本投資法人が取得を予定している一部の物件につき、保有物件の運営において不動産価値の維持・向上に資する業務を提供するため、プロパティマネジャーに関連する業務、賃貸借契約のテナント対応に関連する業務、アキュジション及びディスポジション補助業務等の不動産の管理業務を行うことといたしました。

6. 今後の見通し

本件による本投資法人の運用状況への影響はなく、2026年7月期（2026年2月1日～2026年7月31日）及び2027年1月期（2026年8月1日～2026年1月31日）の運用状況の予想について修正はありません。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.kasumigaseki-hotel-reit.co.jp>